

資料編

日本国憲法（抄）

世界人権宣言

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

名古屋市人権施策推進会議規程

名古屋市における人権分野別個別計画一覧

国連で採択された主な人権関係諸条約

人権に関する略年表

平成 25 年度市政アンケート結果（概要）

日本国憲法(抄)

昭和21(1946)年11月3日公布

昭和22(1947)年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有

する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

昭和23（1948）年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有

する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

平成12年法律第147号
平成12（2000）年12月6日公布・施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

【附 則】

（略）

名古屋市人権施策推進会議規程

平成 10 年 7 月 10 日
達第 40 号

(設置)

第 1 条 本市における人権に関する諸施策の連絡調整及び総合的な推進を図り、もって「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に資するため、名古屋市人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 人権に関する諸施策の協議、調整及び実施の推進に関すること。
- (2) 人権に関する諸施策の情報収集に関すること。
- (3) その他人権に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長は市民経済局主管副市長とし、副会長は他の副市長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、必要の都度、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 推進会議には、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(幹事)

第 6 条 推進会議に幹事を置き、別表に掲げる職にある者その他会長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

- 2 幹事は、会長の命を受け、推進会議の事務について委員を補佐する。

(事務局)

第 7 条 推進会議の所掌事務を処理させるため、推進会議に事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成 12 年達第 49 号)

この達は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年達第 4 号)抄

- 1 この達は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年達第 39 号)

この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成 15 年達第 31 号)

この達は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年達第 22 号)抄

- 1 この達は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年達第 22 号)抄

1 この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年達第 45 号)

この達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年達第 10 号)抄

1 この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年達第 5 号)抄

1 この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年達第 7 号)抄

1 この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員	会計室長
〃	市長室長
〃	総務局長
〃	財政局長
〃	市民経済局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	上下水道局長
〃	交通局長
〃	病院局長
〃	消防長
〃	選挙管理委員会事務局長
〃	監査事務局長
〃	人事委員会事務局長
〃	教育長
〃	市会事務局長
〃	総務局企画調整監
〃	市民経済局副局長
〃	市民経済局人権施策推進室長
〃	中村区長
〃	中区長
幹事	会計室出納課長
〃	市長室秘書課長
〃	市長室国際交流課長

〃	総務局総務課長
〃	総務局総合調整部男女平等参画推進室長
〃	総務局職員部人事課長
〃	財政局財政部財政課長
〃	市民経済局企画経理課長
〃	市民経済局人権施策推進室主幹(人権企画)
〃	市民経済局人権施策推進室主幹(同和問題)
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	子ども青少年局子ども未来課長
〃	住宅都市局企画経理課長
〃	緑政土木局企画経理課長
〃	上下水道局企画部経営企画課長
〃	交通局営業本部総合企画部経営企画課長
〃	病院局管理部総務課長
〃	消防局総務部総務課長
〃	選挙管理委員会事務局次長
〃	監査事務局監査第一課長
〃	人事委員会事務局審査課長
〃	教育委員会事務局総務部人権教育室長
〃	市会事務局総務課長
〃	中村区総務課長
〃	中区総務課長

名古屋市における人権分野別個別計画一覧

分 野	個 別 計 画 等	計 画 期 間
女 性	名古屋市男女平等参画基本計画 2015	平成 23 年度 ～平成 27 年度
	名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 2 次）	平成 24 年度 ～平成 27 年度
子 ども	第 2 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画	平成 22 年度 ～平成 26 年度
	名古屋市教育振興基本計画	平成 23 年度 ～平成 26 年度
	なごや子ども・子育てわくわくプラン ～子どもに関する総合計画（名古屋市次世代育成行動計画・後 期計画）～	平成 22 年度 ～平成 26 年度
	名古屋市保育施策のあり方指針	平成 19 年度 ～平成 28 年度
	名古屋市公立保育所整備計画	平成 21 年度 ～平成 28 年度
高 齢 者	なごやか地域福祉 2005（地域福祉計画）	平成 17 年度～
	第 5 期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつ らつ長寿プランなごや 2012	平成 24 年度 ～平成 26 年度
障 害 者	福祉都市環境整備指針	平成 14 年度 改定
	名古屋市障害者基本計画	平成 16 年度 ～平成 25 年度
	第 3 期名古屋市障害福祉計画	平成 24 年度 ～平成 26 年度
外 国 人	名古屋市多文化共生推進プラン	平成 24 年度 ～平成 28 年度
さ ま ざ ま な 人 権 分 野	第 2 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画	平成 21 年度 ～平成 25 年度
	名古屋市消費者行政推進プラン	平成 24 年度 ～平成 28 年度

国連で採択された主な人権関係諸条約（採択順）

平成 26 年 2 月現在

名 称	採 択 年 月 日	発 効 年 月 日	締約国数	日 本 の 締 結 年 月 日
集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）	昭和 23（1948）年 12 月 9 日	昭和 26（1951）年 1 月 12 日	1 4 4	未批准
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約）	昭和 24（1949）年 12 月 2 日	昭和 26（1951）年 7 月 25 日	8 2	昭和 33（1958）年 5 月 1 日
難民の地位に関する条約（難民条約）	昭和 26（1951）年 7 月 28 日	昭和 29（1954）年 4 月 22 日	1 4 5	昭和 56（1981）年 10 月 3 日
婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約）	昭和 27（1952）年 12 月 20 日	昭和 29（1954）年 7 月 7 日	1 2 2	昭和 30（1955）年 7 月 13 日
1926 年奴隷条約の改正議定書	昭和 28（1953）年 10 月 23 日	昭和 28（1953）年 12 月 7 日	6 1	未批准
1926 年奴隷条約の改正条約	昭和 28（1953）年 12 月 7 日	昭和 30（1955）年 7 月 7 日	9 9	未批准
無国籍者の地位に関する条約	昭和 29（1954）年 9 月 28 日	昭和 35（1960）年 6 月 6 日	8 0	未批准
奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約	昭和 31（1956）年 9 月 7 日	昭和 32（1957）年 4 月 30 日	1 2 3	未批准
既婚婦人の国籍に関する条約	昭和 32（1957）年 1 月 29 日	昭和 33（1958）年 8 月 11 日	7 4	未批准
無国籍の減少に関する条約	昭和 36（1961）年 8 月 30 日	昭和 50（1975）年 12 月 13 日	5 5	未批准
婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約	昭和 37（1962）年 11 月 7 日	昭和 39（1964）年 12 月 9 日	5 5	未批准
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	昭和 40（1965）年 12 月 21 日	昭和 44（1969）年 1 月 4 日	1 7 6	平成 7（1995）年 12 月 15 日

名 称	採 択 年 月 日	発 効 年 月 日	締約国数	日 本 の 締 結 年 月 日
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約/A規約）	昭和 41（1966）年 12 月 16 日	昭和 51（1976）年 1 月 3 日	1 6 1	昭和 54（1979）年 6 月 21 日
市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約/B規約）	昭和 41（1966）年 12 月 16 日	昭和 51（1976）年 3 月 23 日	1 6 7	昭和 54（1979）年 6 月 21 日
市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書	昭和 41（1966）年 12 月 16 日	昭和 51（1976）年 3 月 23 日	1 1 5	未批准
難民の地位に関する議定書	昭和 42（1967）年 1 月 31 日	昭和 42（1967）年 10 月 4 日	1 4 6	昭和 57（1982）年 1 月 1 日
アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約	昭和 48（1973）年 11 月 30 日	昭和 51（1976）年 7 月 18 日	1 0 8	未批准
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	昭和 54（1979）年 12 月 18 日	昭和 56（1981）年 9 月 3 日	1 8 7	昭和 60（1985）年 6 月 25 日
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）	昭和 59（1984）年 12 月 10 日	昭和 62（1987）年 6 月 26 日	1 5 4	平成 11（1999）年 6 月 29 日
スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約	昭和 60（1985）年 12 月 10 日	昭和 63（1988）年 4 月 3 日	6 0	未批准
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	平成元（1989）年 11 月 20 日	平成 2（1990）年 9 月 2 日	1 9 3	平成 6（1994）年 4 月 22 日
死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書（死刑廃止議定書）	平成元（1989）年 12 月 15 日	平成 3（1991）年 7 月 11 日	7 8	未批准
すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約（移民労働者条約）	平成 2（1990）年 12 月 18 日	平成 15（2003）年 7 月 1 日	4 7	未批准
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書	平成 11（1999）年 10 月 6 日	平成 12（2000）年 12 月 22 日	1 0 4	未批准

名 称	採 択 年 月 日	発 効 年 月 日	締約国数	日 本 の 締 結 年 月 日
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	平成 12 (2000) 年 5 月 25 日	平成 14 (2002) 年 2 月 12 日	1 5 3	平成 16 (2004) 年 8 月 2 日
児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	平成 12 (2000) 年 5 月 25 日	平成 14 (2002) 年 1 月 18 日	1 6 6	平成 17 (2005) 年 1 月 24 日
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書	平成 14 (2002) 年 12 月 18 日	平成 18 (2006) 年 6 月 22 日	7 2	未批准
障害者の権利に関する条約	平成 18 (2006) 年 12 月 13 日	平成 20 (2008) 年 5 月 3 日	1 4 1	平成 26 (2014) 年 1 月 20 日
障害者の権利に関する条約の選択議定書	平成 18 (2006) 年 12 月 13 日	平成 20 (2008) 年 5 月 3 日	7 9	未批准
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)	平成 18 (2006) 年 12 月 20 日	平成 22 (2010) 年 12 月 23 日	4 2	平成 21 (2009) 年 7 月 23 日
経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の選択議定書	平成 20 (2008) 年 12 月 10 日	平成 25 (2013) 年 5 月 5 日	1 2	未批准
児童の権利条約の通報手続きに関する選択議定書	平成 23 (2011) 年 12 月 19 日	未発効 (平成 26(2014)年 4 月 14 日)	1 0	未批准

人権に関する略年表

○人権一般

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 22 (1947) 年		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行	
23 (1948) 年	「世界人権宣言」採択		
40 (1965) 年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択 (平成7年批准)		
41 (1966) 年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択 (昭和54年批准) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」採択(昭和54年批准)		
52 (1977) 年			「名古屋市基本構想」策定
平成 6 (1994) 年	「人権教育のための国連10年行動計画」採択		
7 (1995) 年		「人権教育のための国連10年推進本部」設置	
9 (1997) 年		「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	
10 (1998) 年			「人間性豊かなまち・名古屋をめざして」の宣言 「名古屋市人権啓発推進会議」設置
11 (1999) 年		「人権擁護推進審議会」諮問第1号答申	
12 (2000) 年		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「名古屋新世紀計画2010」策定
13 (2001) 年		「人権擁護推進審議会」諮問第2号答申	
14 (2002) 年		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「なごや人権施策推進プラン」策定 「名古屋市人権施策推進会議」設置 「市民経済局人権施策推進室」設置
15 (2003) 年			
16 (2004) 年	「人権教育のための世界計画」採択		
18 (2006) 年	「国連人権理事会」設立	「教育基本法」全部改正	
22 (2010) 年			「名古屋市中期戦略ビジョン」策定
23 (2011) 年		「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更	「新たなごや人権施策推進プラン」策定

○女性

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 27 (1952) 年	「婦人の参政権に関する条約」採択(昭和30年批准)		
50 (1975) 年	「国際婦人年」 「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議・メキシコ会議)」 「世界行動計画」採択 「国連婦人の10年」(1976～1985年)		

52 (1977) 年			「市民局婦人問題担当室(現総務局男女平等参画推進室)」設置
54 (1979) 年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択(昭和60年批准)		
55 (1980) 年	「『国連女性の10年』中間年世界会議(第2回世界女性会議・コペンハーゲン会議)」		
60 (1985) 年	「『国連女性の10年』世界会議(第3回世界女性会議・ナイロビ会議)」	「国籍法」改正	
61 (1986) 年		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」施行	
平成 元 (1989) 年		「新学習指導要領」告示(家庭科の男女共修化)	
7 (1995) 年	「第4回世界女性会議・北京会議」 「北京宣言及び行動綱領」採択		「男女共同参画プランなごや」策定
9 (1997) 年			「名古屋市男女共同参画推進会議」設置
11 (1999) 年		「男女共同参画社会基本法」施行	
12 (2000) 年	「国連特別総会『女性2000年会議』」 「政治宣言」「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定	
13 (2001) 年		「ストーカー行為等の規制等配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「男女共同参画プランなごや21」策定
14 (2002) 年			「男女平等参画推進なごや条例」制定
15 (2003) 年			「名古屋市男女平等参画推進センター(つながれっとNAGOYA)」開設
16 (2004) 年			「第1期名古屋市男女平等参画審議会答申(男女平等参画推進都市をめざして)」答申
17 (2005) 年		「第2次男女共同参画基本計画」策定	
21 (2009) 年			「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
22 (2010) 年		「第3次男女共同参画基本計画」策定	
23 (2011) 年			「名古屋市男女平等参画基本計画2015」策定
24 (2012) 年			「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定

○子ども

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 22 (1947) 年		「教育基本法」施行	
54 (1979) 年	「国際児童年」		
平成 元 (1989) 年	「児童の権利に関する条約」採択(平成6年批准)		

11 (1999) 年		「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	「笑顔あふれるなごやっ子プラン(名古屋市子育て支援長期指針)」策定
12 (2000) 年	「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択(平成17年批准)	「児童虐待の防止等に関する法律」施行	
15 (2003) 年		「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行	
16 (2004) 年			「次世代育成支援対策推進会議」設置
17 (2005) 年			「なごや子ども・子育てわくわくプラン(名古屋市次世代育成行動計画)」策定 「ひとり親家庭等自立支援計画」策定
18 (2006) 年		「教育基本法」全部改正	「子ども青少年局」設置
19 (2007) 年			「なごやっ子教育推進計画」策定 「名古屋市保育施策のあり方指針」策定
20 (2008) 年			「なごや子ども条例」制定
21 (2009) 年			「名古屋市公立保育所整備計画」策定
22 (2010) 年		「子ども・若者育成支援推進法」施行	「子どもに関する総合的な計画」策定 「なごや子ども・子育てわくわくプラン～子どもに関する総合計画(名古屋市次世代育成行動計画・後期計画)」策定 「第2期ひとり親家庭等自立支援計画」策定
23 (2011) 年			「名古屋市教育振興基本計画」策定
25 (2013) 年		「いじめ防止対策推進法」施行 「名古屋市児童を虐待から守る条例」制定	

○高齢者

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 60 (1985) 年			「名古屋市高齢化対策長期指針(なごやかライフ80)」策定
63 (1988) 年			「なごやかライフ推進プラン」策定
平成 3 (1991) 年			「福祉都市環境整備指針」策定
6 (1994) 年		「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行	
7 (1995) 年		「高齢社会対策基本法」施行	
11 (1999) 年	「国際高齢者年」		

12 (2000) 年	「介護保険制度」開始 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行	「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(はつらつ長寿プランなごや2000)」策定
15 (2003) 年		「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(はつらつ長寿プランなごや2003)」策定
17 (2005) 年		「なごやか地域福祉計画2005」策定
18 (2006) 年		「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(はつらつ長寿プランなごや2006)」策定
21 (2009) 年		「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(はつらつ長寿プランなごや2009)」策定
24 (2012) 年		「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(はつらつ長寿プランなごや2012)」策定

○障害者

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み	
昭和 35 (1960) 年	「国際障害者年」	「身体障害者雇用促進法」施行	「福祉都市環境整備指針」策定 「名古屋市障害者福祉新長期計画」策定 「名古屋市障害者基本計画」策定	
56 (1981) 年				
平成 3 (1991) 年				
5 (1993) 年		「障害者対策に関する新長期計画」策定		
6 (1994) 年		「障害者基本法」施行 「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行		
12 (2000) 年		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行		
14 (2002) 年		「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定 「重点施策実施5か年計画」策定		
16 (2004) 年				
17 (2005) 年		「発達障害者支援法」施行		
18 (2006) 年		「障害者の権利に関する条約」採択(平成26年批准)		「障害者自立支援法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
19 (2007) 年				「第1期名古屋市障害福祉計画」策定
21 (2009) 年				「第2期名古屋市障害福祉計画」策定

23 (2011) 年		「障害者基本法」の一部改正	
24 (2012) 年		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法) 施行	「第3期名古屋市障害福祉計画」策定
25 (2013) 年		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行	

○同和問題

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 40 (1965) 年		「同和対策審議会」答申	
44 (1969) 年		「同和対策事業特別措置法」施行	
49 (1974) 年			「民生局同和対策室(現市民経済局人権施策推進室)」設置
50 (1975) 年			「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」策定
51 (1976) 年			「名古屋市同和教育基本方針」策定
53 (1978) 年			「名古屋市同和対策事業長期計画」策定
57 (1982) 年		「地域改善対策特別措置法」施行	
58 (1983) 年			「名古屋市同和対策事業実施計画」策定
62 (1987) 年		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行	「名古屋市同和対策事業推進計画」策定
平成 4 (1992) 年		「地対財特法」の一部改正	「第2次名古屋市同和対策事業推進計画」策定
8 (1996) 年		「地域改善対策協議会」意見具申	
9 (1997) 年		「地対財特法」の一部改正	「第3次名古屋市同和対策事業推進計画」策定

○外国人

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
昭和 59 (1984) 年			「名古屋国際センター」開設
62 (1987) 年			「名古屋市国際化推進会議」設置
平成 2 (1990) 年		「出入国管理及び難民認定法」の一部改正	
12 (2000) 年		「外国人登録法」の一部改正	
21 (2009) 年		「出入国管理及び難民認定法」の一部改正	
24 (2012) 年		「外国人登録法」廃止	「名古屋市多文化共生推進プラン」策定
25 (2013) 年			「名古屋市多文化共生推進プラン実施計画」策定

○さまざまな人権分野

	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
平成 8 (1996) 年		「らい予防法」廃止	
9 (1997) 年		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	
11 (1999) 年		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行	
12 (2000) 年		「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行	
13 (2001) 年			「ホームレス援護施策推進本部」設置
14 (2002) 年		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
15 (2003) 年		「個人情報保護に関する法律」施行	
16 (2004) 年		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	「名古屋市情報あんしん条例」制定 「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
17 (2005) 年		「犯罪被害者等基本法」施行	「名古屋市個人情報保護条例」全部改正
18 (2006) 年	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択 (平成21年批准)	「自殺対策基本法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	「名古屋市自殺対策庁内連絡会」設置
19 (2007) 年	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」施行	「名古屋市自殺対策推進本部」設置 「名古屋市自殺対策連絡協議会」設置 「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」策定
20 (2008) 年	「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「アイヌ民族を先住民族とすることを認める決議」衆参両院で採択	
21 (2009) 年		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「消費者安全法」施行	「第2期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
24 (2012) 年			「名古屋市消費者行政推進プラン」策定

平成25年度 市政アンケート調査結果（概要）

1 調査の概要

- (1) 調査テーマ 人権について
- (2) 調査期間 平成25年11月19日から12月3日
- (3) 調査方法
- ①対象・人数 市内に居住する満20歳以上の市民(外国人市民を含む)・2,000人
 - ②抽出方法 住民基本台帳をフレームとする無作為抽出
 - ③調査方法 郵送法
- (4) 回収結果

配布数	有効回収数	性別		
		男性	女性	無回答
2,000	951	401	543	7
100.0%	47.6%	20.0%	27.2%	0.4%

2 調査結果のまとめ

今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思う人は約6割（問1）

今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかをたずねたところ、「そう思う」と答えた人は11.4%、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は47.7%で、あわせて59.1%の人が肯定的な意見でした。一方で、「そうは思わない」と答えた人は10.4%、「どちらかといえばそうは思わない」と答えた人は16.4%で、あわせて26.8%の人は否定的な意見を持っていることがわかりました。

自分の人権が侵害された経験のある人は約2割（問2、3）

この10年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思うことがあったかをたずねたところ、「ある」と答えた人が22.1%でした。

また、その内容についてたずねたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」と答えた人が31.4%と最も多く、次いで「職場における不当な待遇」29.5%、「名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりしたこと」23.3%の順となりました。

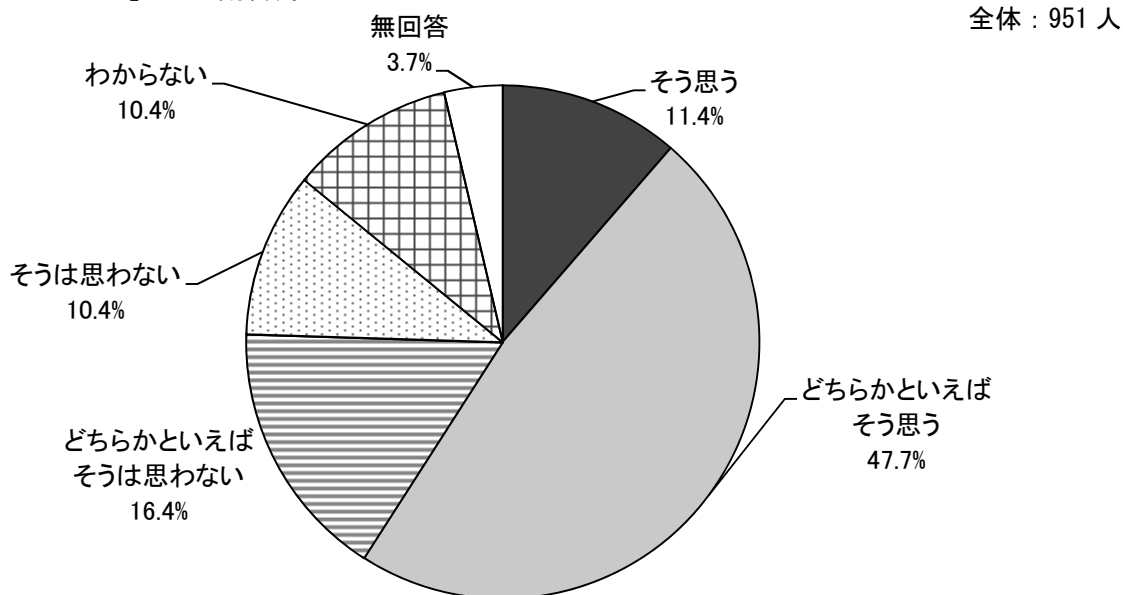
人権尊重の社会を実現するためには、学校や社会における人権教育の充実が必要だと思う人が約5割（問6）

人権尊重の社会を実現するためには、どのような取り組みが必要だと思うかをたずねたところ、「学校や社会における人権教育の充実」と答えた人が50.8%で最も多く、次いで「一人ひとりが自ら人権意識を高める努力」37.7%、「人権にかかわりの深い職業に従事する人の人権意識の向上」33.4%の順となりました。

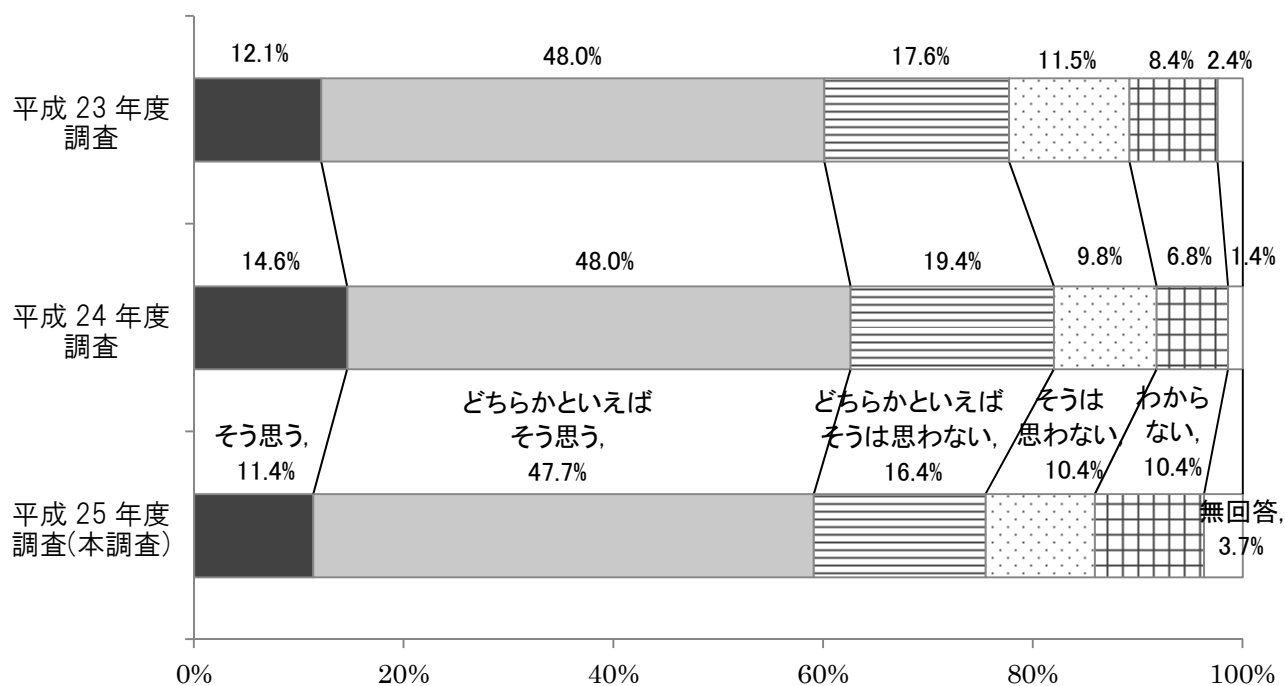
3 調査の結果

問1 あなたは、今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。(○は1つだけ)

今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思う人は約6割(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」人の割合)。



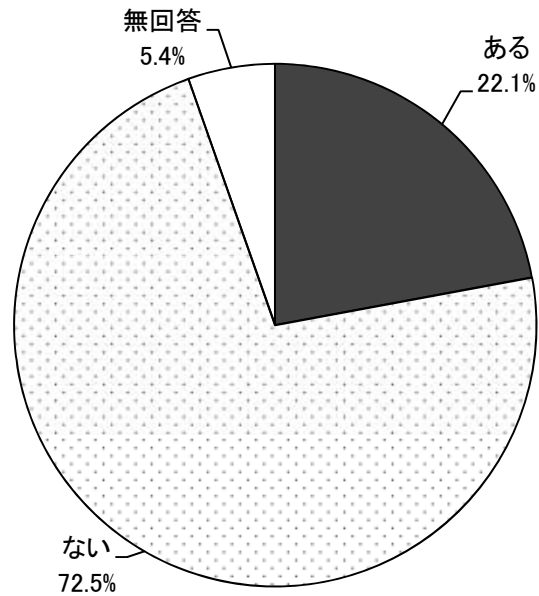
過去の市政アンケート調査の結果との比較



問2 あなたは、この10年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思うことがありましたか。(○は1つだけ)

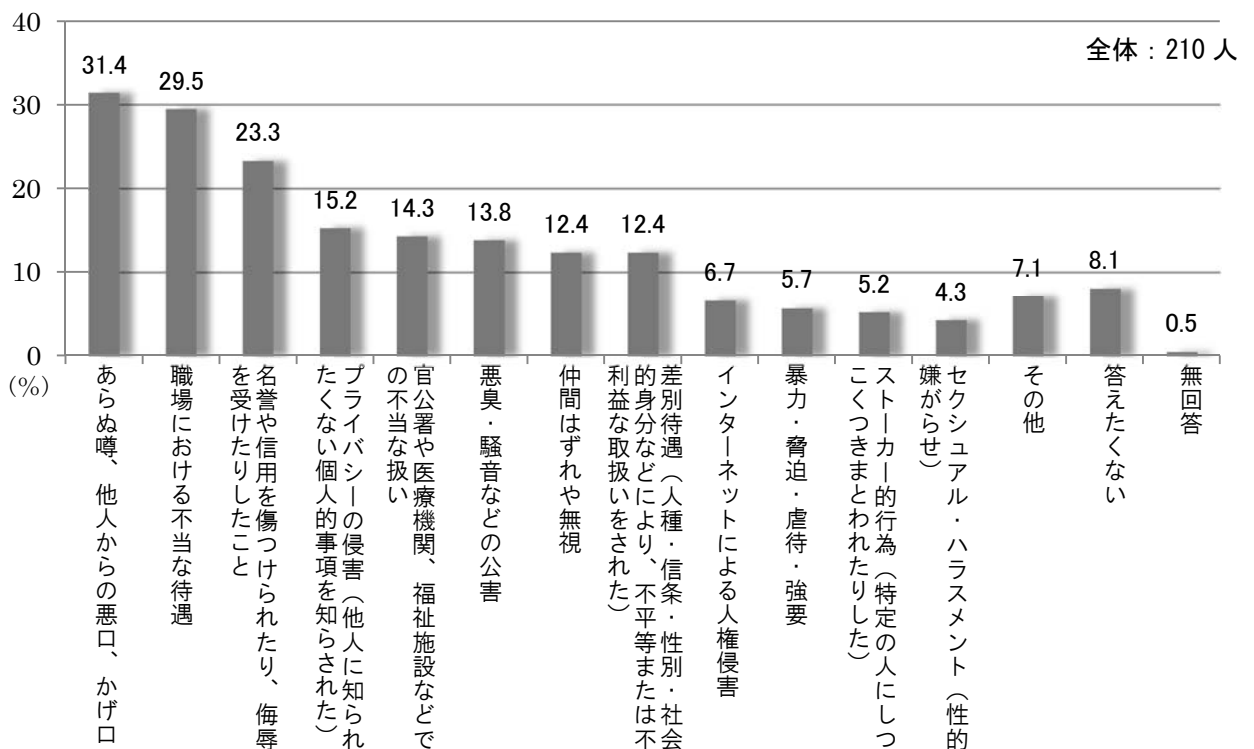
過去10年間で自分の人権が侵害されたと思ったことがある人は約2割。

全体：951人



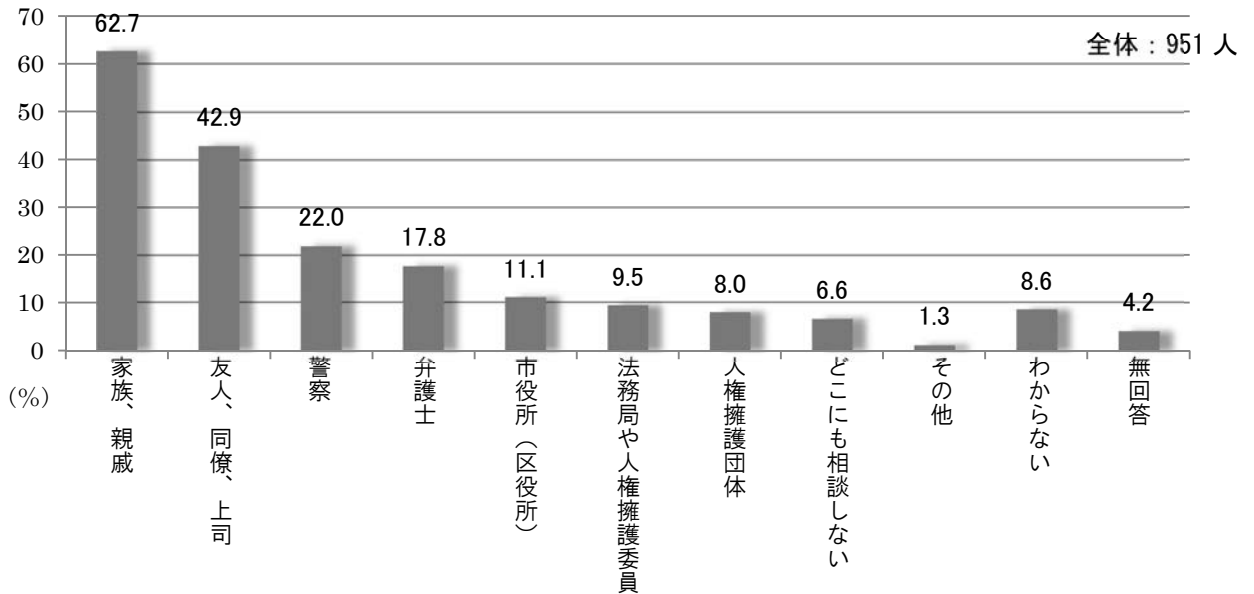
《問2で「ある」と答えた方におたずねします。》

問3 それがどのようなことであったか、差し支えなければお答えください。(○はいくつでも)



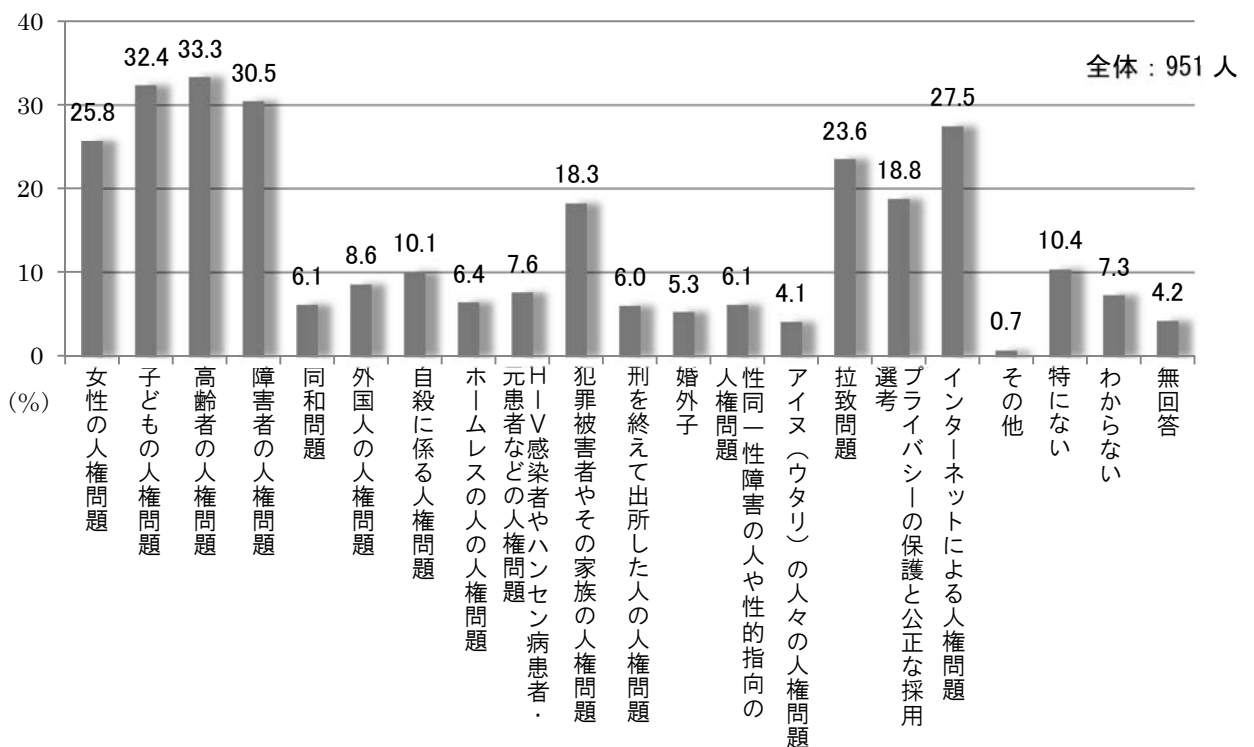
問4 あなたは、自分の人権が侵害されたと思った時、どちらに相談されますか。
(○はいくつでも)

人権侵害の相談先は、「家族・親戚」や「友人・同僚・上司」が多い。



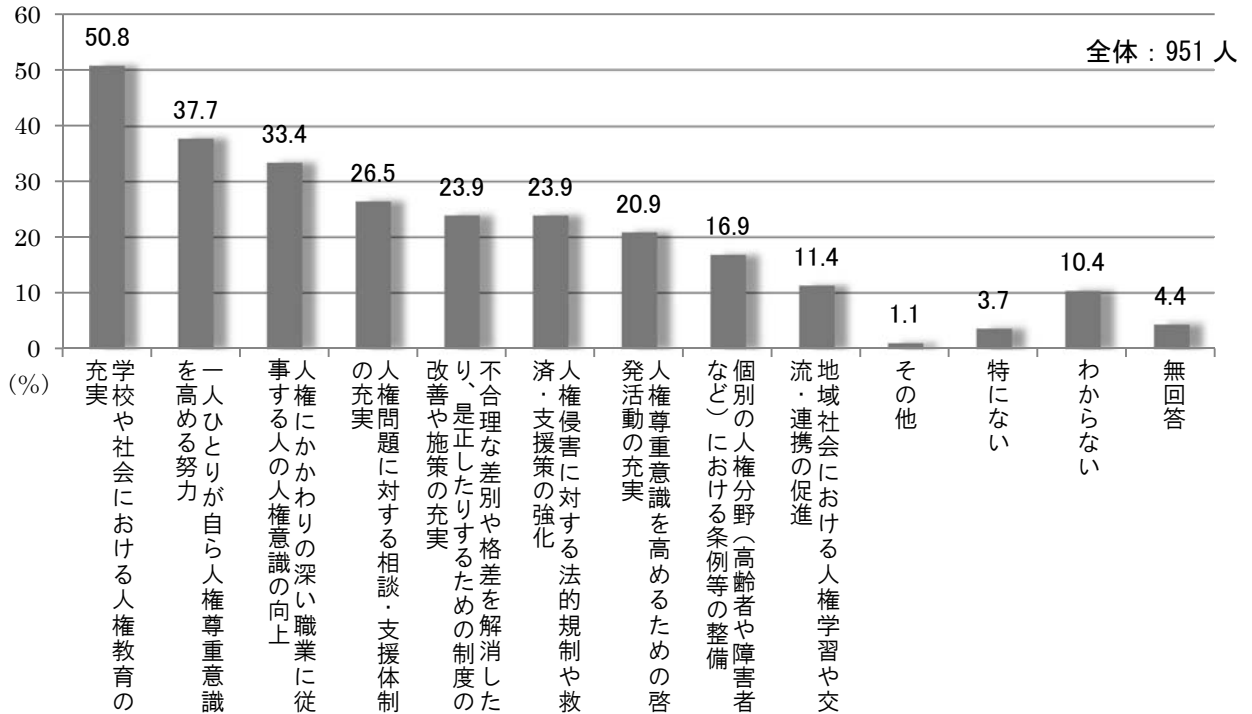
問5 基本的な人権にかかわる様々な問題がありますが、あなたは、どのような人権問題に関心がありますか。(○はいくつでも)

人権にかかわるさまざまな問題がある中で、「高齢者の人権問題」に関心がある人が最も多く、次いで「子どもの人権問題」、「障害者の人権問題」、「インターネットによる人権問題」となった。



問6 あなたは、人権尊重の社会を実現するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

人権尊重の社会を実現するためには、「学校や社会における人権教育の充実」が必要だと思う人が約5割。



問7 あなたが、人権尊重の理解を深めるために、特に効果的であると思われる啓発活動は何ですか。(〇はいくつでも)

人権尊重の理解を深めるための啓発活動として「学校などにおける人権教育」が最も多く、各種メディアを活用した広報活動が効果的であるとの回答も多い。

